

第1章

計画の目的と背景

1 計画策定の目的	2
2 計画策定の背景	2



1 計画策定の目的

1975年（昭和50年）の国際婦人年から42年を経過し、国においては、男女共同参画社会の実現に向けた法律の整備や制度の確立が進められ、女性の地位向上と、男女が多様な生き方を選択できる社会づくりが進められてきました。

1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定されており、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題として位置づけられました。

その後、男女共同参画社会の国内外の様々な状況の変化を踏まえ、平成17年の第2次、平成22年の第3次と男女共同参画基本計画が策定されました。

五島市においては、男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催や各種広報媒体を活用した啓発活動を行ってきましたが、今なお男女の性別による固定的な役割分担意識等を背景とした社会慣習は解消されていないのが実情です。

年齢構成や社会情勢の変化に伴う働き方の見直しや子育て・介護支援などが、尚一層求められる中、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現のため、「第3次五島市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

1975年（昭和50年）国際連合が提唱した国際婦人年に開催された第1回世界女性会議（メキシコシティ）において、平等・発展・平和を目標とする「世界行動計画」が採択され、翌年からの10年を「国連婦人の十年」と決定し、世界各国が計画の進展に取り組むことを提唱しました。

1979年（昭和54年）の国連総会で「女性に対するあらゆる差別を撤廃する条約（女性差別撤廃条約）」が採択され、我が国もこれに署名し、1985年（昭和60年）に批准しています。

1985年（昭和60年）に開催された国連婦人の十年最終年世界会議（ナイロビ）では、10年間の評価と今後の課題が検討され、女性の地位向上、あらゆる分野での参画促進を図るための課題を具体的に示した「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1993年（平成5年）の国連世界人権会議では「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

1995年（平成7年）北京において第4回世界女性会議が開催され、女性の権利は人権であるとうたわれた「北京宣言」と12の重大問題領域を設定した「行動綱領」が採択されました。

2000年（平成12年）のニューヨークで開催された、国連特別総会女性2000年会議では、「政治

宣言」と北京宣言及び行動綱領実施促進のため「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

2005年（平成17年）のニューヨークで開催された、第49回国連婦人の地位委員会では、北京宣言及び行動綱領並びに女性2000年会議成果文書の実施状況の評価・見直しを行うとともに、実施に向けた今後の課題について話し合われました。

2014年（平成26年）東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が開催されました。このシンポジウムは、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。

(2) 国内の動き

日本では、1975年（昭和50年）に総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」を策定し、女性問題への本格的な取り組みを始めました。

1985年（昭和60年）に、男女雇用機会均等法を制定し、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

その後も、育児休業等に関する法律やパートタイム労働法等の整備により、女性の地位向上と多様な生き方の選択を可能とする社会づくりが進められてきました。

また、1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた施策が示されました。

そして、1994年（平成6年）には「婦人問題推進本部」を「男女共同参画推進本部」と改めるとともに、「男女共同参画審議会」が設置されました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年（平成12年）には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、国、都道府県、市町村、国民の責務等が示されました。地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するよう定められました。

2005年（平成17年）には、女性のチャレンジ支援策の充実や仕事と家庭・地域社会の両立支援策の推進、指導的地位に占める女性の割合の増加を期待する内容などを盛り込んだ第2次男女共同参画基本計画が策定されました。

さらに、2010年（平成22年）には、国内における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

2015年（平成27年）施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

2016年（平成28年）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が全面施行され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るための基本方針等が示されました。

(3) 長崎県の動き

長崎県では、1978年（昭和53年）に「長崎県婦人問題懇話会」を設置し、その提言を受けて、1980年（昭和55年）「いきがいを育てる長崎県の婦人対策」を策定し、女性関係施策の指針としました。

その後、女性を取り巻く社会環境の著しい変化に伴い、1990年（平成2年）21世紀を展望した「2001ながさき女性プラン」を策定、1994年（平成6年）には一部改定を行い、総合的、効果的な女性関係行政の推進が行われてきました。

また、2000年（平成12年）「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、「2001ながさき女性プラン」を全面改訂した「長崎県男女共同参画計画」を策定し、この計画の実効性と推進を図るため、2002年（平成14年）に「長崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。これに伴い2003年（平成15年）に、社会経済情勢の変化に的確に対応した「長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会づくりが推進されました。

さらに、2011年（平成23年）に「第2次長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、2016年（平成28年）には、長崎県における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されています。

(4) 五島市の動き

五島市では、2005年（平成17年）に「五島市男女共同参画推進委員会」、「五島市男女共同参画審議会」を設置し、五島市における男女共同参画社会の形成の促進及び、それに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。

2007年（平成19年）に、五島市男女共同参画計画を策定し、2010年（平成22年）10月には第2次男女共同参画策定に向けた市民意識調査を行い、作成した素案を学識経験者や関係団体の代表者で構成する「五島市男女共同参画審議会」で審議していただき、その提言や答申を反映した「第2次五島市男女共同参画計画」を2012年（平成24年）3月に策定しております。

その後の取組としては、五島地区男女協働セミナー、地域の魅力アップセミナー、男女共同参画下五島地域活動促進会議等を開催し、男女共同参画社会実現のために講ずべきことの研究を始め、各種啓発活動を展開してきました。

また、「男女あれこれ語ろう会」を開催し、男女あるいは異業種の方々との交流会、悩み共有の場の提供に努めました。更に「輝く人へのインタビュー」では、地域で活躍する方々を取材し、その模様をケーブルテレビで放送したり、小冊子にまとめて関係機関へ配布したりするなど、輝く人の情報の拡散を図りました。

目まぐるしく変わる社会情勢の変化に配慮しながら「第3次五島市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた取組を確かなものとし、女性が能力を十分に発揮できる社会の実現を目指してまいります。

(注1) 市民意識調査

平成27年10月、五島市に在住する20歳以上70歳未満の男女500名を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送により実施。回収率32.0% (160名)

(アンケートは参考資料掲載)

